

## 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている場合の取扱いについて

このことについて、下記のとおり取り扱うものとする。

区 分	緊急事態宣言等が発令されている地域に居住している場合	緊急事態宣言等が発令されている地域において大会やインターンシップ等に参加した場合
正課授業	出席可	出席可
課外活動	参加不可 ただし、活動への参加前に当該地域以外で1週間の待機期間が確保できる場合は参加可	大会等参加後、1週間は参加不可

（注1）「緊急事態宣言等」とは、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置をいう。

（注2）「正課授業」には、特別指導及び補講等を含むものとする。

（注3）本取扱いは、状況に応じて見直しを行う場合がある。